

第3回 地方分権改革推進本部 議事要旨

1. 日 時 平成25年9月13日（金） 9時40分～49分
2. 場 所 総理大臣官邸4階大会議室
3. 議 事

- 冒頭、地方分権改革推進本部の本部長である安倍内閣総理大臣から、以下のとおり挨拶があった。
 - ・ 第1次安倍内閣で設置した地方分権改革推進委員会の勧告等に沿って進めてきた改革において最後に残された課題である国から地方への事務・権限の移譲等については、安倍内閣で着実に実現していかなければならない。
 - ・ 都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等については、国から地方への事務・権限の移譲等と併せて、地方分権改革推進本部において着実に実現に向けた作業を進めたい。
 - ・ 関係大臣は、本日決定する方針に沿って、事務・権限の移譲等に関する一括法案等の提出に向けて、率先して改革に取り組み、積極的にリーダーシップを発揮してもらいたい。

- 次に、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、国から地方への事務・権限の移譲等及び都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、以下のとおり説明があった。
 - ・ これまで政府は、地方分権改革推進委員会の勧告のうち、義務付け・枠付けの見直し等を着実に実現してきた。今回、残された課題となっている国から地方への事務・権限の移譲等について、当面の方針を決定したい。
 - ・ 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針は、移譲等の対象となる100事項について、それぞれ対応方策を定めるものであり、次期通常国会に一括法案を提出することを基本としている。
 - ・ 第30次地方制度調査会答申において、都道府県から指定都市にできるだけ事務・権限を移譲すべきとされた。この指定都市への移譲等は、国から地方への事務・権限の移譲等とセットで総合的に取り組む方が分権の推進に資するため、地方分権改革推進本部において取り扱いたい。

- 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等に関する当面の方針が案のとおり決定され、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、総理の指示も踏まえ今後の調整について積極的な協力をお願いするとの発言があった。また、都道府県から指定都市への事務・権限の移譲等について、国から地方への移譲等と併せて、次期通常国会に一括法案を提出することを基本として、地方分権改革推進本部において取り扱うことが了解され、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、今後の調整について積極的な協力をお願いするとの発言があった。

- この後、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、地方分権改革の総括と展望について、

以下のとおり説明があった。

- ・ 地方分権改革は、平成5年の衆参両院の決議から20年を迎え、着実に成果を積み重ねてきた。
- ・ 地方分権改革の総括と展望は、地方の優良事例を収集し、また、課題を抽出するなどこれまでの取組を総括した上で、分権改革の今後の展望を取りまとめ、取り組むべき方向を明らかにするものである。
- ・ 今後、地方分権改革有識者会議において、調査審議を行い、年末に中間取りまとめを行う。
- ・ また、国民・地方に改革の成果や優良事例を分かりやすく発信するため、ホームページやSNSを活用してPRする、地方の現場における活動を地方が国のホームページを活用してPRするというような新しい取組も行い、更に地方分権改革を進めたい。
- ・ 地方分権改革の推進体制について、前政権において調査・審議機能と政策決定機能が混同されていたが、両機能を分けた。地方分権改革有識者会議においてまとめた事項を地方分権改革推進本部で決定し、これまで以上のスピードで取組を進めていきたい。

- 最後に、林農林水産大臣から、地方自身がPRすることは大切な視点であり注目を引くようなキーワードも活用してほしい、私たちが事例を出していきたいとの発言があり、新藤内閣府特命担当大臣（地方分権改革）から、各省庁はSNSを殆ど使用しておらずホームページに情報を掲載するのみという状況が多いためPRの方法を工夫したいとの発言があった。

（以上）

（文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり）